別記様式４

筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１４４条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１４４条第２項により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年１０月１５日

千葉地方法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　令和７年第５６号
対象土地　浦安市北栄三丁目８８３番１
　　浦安市北栄三丁目８８２番１６
手続番号　令和７年第５７号
対象土地　浦安市北栄三丁目８８３番１
　　浦安市北栄三丁目８８２番２
手続番号　令和７年第５８号
対象土地　浦安市北栄三丁目８８３番１
　　浦安市北栄三丁目８８２番１１
手続番号　令和７年第５９号
対象土地　浦安市北栄三丁目８８３番３
　　浦安市北栄三丁目８８２番１１

２　関係人（申請人）の氏名又は名称

蒙艶麗

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定をした旨の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。